

< 個別案件確認表（東京都） >

東京都担当確認年月日 平成 30 年 11 月 13 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 11 月 14 日

(契約変更に伴う再確認 令和 3 年 3 月 17 日)

事業名 トライアスロンプラットフォームの製作業務委託

案件名 同上

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、都所有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、平成 29 年 5 月 31 日の大枠合意に基づき、都が負担するものである。また、トライアスロン競技はパラリンピックも実施することから、同合意に基づき、パラリンピック経費の 1 / 4 を都が負担するものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<p>以下の理由により、組織委員会が執行した方が効率的、効果的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、トライアスロンのプラットフォームを整備するものあり、競技運営上必須なものである。組織委員会は、大会運営や大会に係る仮設整備の条件、大会会場全体の状況等を把握しており、大会に係る諸条件に合致した適切な整備が可能 ・組織委員会は、IOC 及び IF との円滑なネットワークが構築されており、両者の要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<p>本業務は開催都市契約及び大会運営要件で求められているトライアスロン及びパラトライアスロン競技会場施設の整備の一つであり、必要な業務である。</p> <p>(令和 3 年 3 月 16 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は大会延期に伴い発生した部材レンタル延伸費用(12ヶ月分)を増額するものであり、必要不可欠な変更である。 	
	効率性	<p>本件について、組織委員会において見積金額を積算した後、コストコンサルによる見積金額の妥当性検証を実施した。本検証価格を予定価格としていることから適正な規模、価格である。</p> <p>(令和 3 年 3 月 16 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の増額費用は、部材レンタルの延伸費用のみであり、必要最小限であることを確認している。 	

	納 得 性	<p>本件は、トライアスロンのコースの一部を整備するものであり、I Fの指定機材を使用し整備するものである。</p> <p>予定調達先である本事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアスロンのコース設計に豊富な知見を有しており、国際大会実績が豊富であり、競技要件に精通している。 ・I Fからの指定管理企業である。 <p>このため、本事業者に対し、特命随意契約を実施することが妥当である。これにより、効率的、効果的な執行が可能である。</p> <p>(令和3年3月16日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部材レンタル延伸費用については、原契約の部材レンタル価格から割り返した場合の12ヶ月分の延伸費用よりも、交渉を重ね減額となっている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。 ・トライアスロンプラットフォーム製作に関する基本契約に基づくテストイベント及び本大会に係る業務についても、引き続き経費縮減を図り、V2及びV3予算内に収めること。 <p>(令和3年3月16日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V5予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。